大阪市告示第1498号

次の施設について、大阪市立体育館条例(昭和31年大阪市条例第45号)第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年10月31日

大阪市長 横 山 英 幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立		
東住吉スポーツセンター	令和7年11月3日(月)	
第 1 体育場		午前9時から
714 - 11 13 77		午後9時まで
第2体育場	令和7年11月24日(月)	
多目的室		

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)